令和６年12月25日

建設工事業者　各位

島田市行政経営部契約検査課長

島田市建設工事等競争契約入札心得の一部改正について（通知）

下記のとおり建設工事等競争契約入札心得の一部を改正したのでお知らせします。

記

１　改正の理由

建設業法等が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなったため。

２　内容

工事の請負契約における落札者は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでの間に、契約担当者（発注課）に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないことを新たに規定した。（第17条の２関係）

３　施行期日

この改正は、令和７年１月１日から施行する。

（問い合わせ先）
契約検査課　契約･検査担当
電話　(0547)36-7220
FAX　(0457)37-8200
E-mail　keiyakukensa@city.shimada.lg.jp